

# 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会

## 第1回 次第

日 時：令和3年2月4日（木） 午後6時15分～  
会 場：板橋区立志村第四中学校 3階ランチルーム

---

### 1 検討会の運営について

- (1) 検討会委員【資料1】
- (2) 検討会会則【資料2】
- (3) 検討会の運営【資料3・資料4】
- (4) 会長の選出

### 2 会長あいさつ

### 3 説明事項

- (1) 協議会意見書の内容確認について【資料5】※配付のみ
- (2) 検討会の検討スケジュール【資料6】
- (3) 跡地活用に関する報告事項【資料7】

※今回の会議は、午後7時30分を目途に終了します。

※検討会終了後、PTA及び学校関係者の方々には残っていただき、作業部会員の選出を調整させていただきます。(15分程度)

---

《次回以降のお知らせ》

**【第2回設置検討会】**

※ 調整のうえ、開催周知します ※

## 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 委員名簿

(令和3年2月4日現在)

区立志村小学校関係			
1	PTA	ハシモト ダイゴ 橋本 大吾	志村小学校PTA会長 志村小学校CS委員
2		ムラグチ テエ 村口 千絵	志村小学校PTA役員前相談役
3		サウ 佐藤 まりも	志村小学校PTA役員相談役
4	地域関係者	フクダ 勉オ 福田 隆男	志村町会会長
5		イノウエ カズヤ 井上 一哉	志村城山町会会長 志村小学校CS委員 ★協議会会長
6		ハシモト カヨ 橋本 加代子	志村五桜町会副会長
7		フクダ ヨシミ 福田 好見	志村親和町会会長
8	学校関係者	ハセガワ コウイチ 長谷川 孝一	志村銀座商店街振興組合代 表理事 志村小学校CS委員
9		アサクラ トシヒコ 朝倉 利彦	志村小学校元PTA会長 志村小学校CS委員
10		イシカワ アキヒコ 石川 明彦	城山幼稚園園長 志村小学校CS委員
11	学校長	ヒラオカ ソエミ 平岡 そえみ	志村小学校校長

区立志村第四中学校関係			
1	PTA	ヨコカワ タカユキ 横川 隆之	志村第四中学校PTA会長 志村第四中学校CS委員
2		イケハタ ユウコ 池端 裕子	志村第四中学校PTA副会長
3		オオノ アキコ 大野 亜紀子	志村第四中学校PTA会計
4	地域関係者	ヤマグチ マサル 山口 正春	サンシティ管理組合理事長
5		タカハシ トモト 高橋 友人	蓮根南町会会長
6		フジムラ コウイチ 藤村 行一	前野町五丁目町会環境衛生 部長
7	学校関係者	ワダ ナツヒコ 和田 夏彦	志村第四中学校元PTA会長 志村第四中学校CS委員
8		ワタナベ ミカ 渡辺 美香	志村第四中学校元PTA会長 志村第四中学校CS委員
9		イマダ ナオミ 今田 直美	志村第四中学校元PTA会長 志村第四中学校CS委員
10	学校長	キタムラ ヤスコ 北村 康子	志村第四中学校校長

板橋区教育委員会事務局	
フジタ コウジロウ 藤田 浩二郎	教育委員会事務局次長

○事務局  
教育委員会事務局各課

○事務局取りまとめ（問合・連絡先）  
教育委員会事務局新しい学校づくり課学校配置調整第一グループ  
電話 3579-2624 F A X 3579-4214  
メール ky-tekiseil@city.itabashi.tokyo.jp

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 会則  
(案)

令和 3 年 2 月 日

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会

**1 設置目的**

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が板橋区教育委員会宛てに提出した意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、「志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

**2 検討会の役割**

検討会は、意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、次に掲げる項目を検討し、板橋区教育委員会事務局からの報告に対し意見する。

なお、下記以外に、検討会の決定により検討及び調整項目に事項を追加することができる。

**(1) 検討項目**

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ 跡地活用に関する意見
- ⑤ P T A 組織に関する事項
- ⑥ 学校の伝統や歴史の保存に関する事項

**(2) 調整項目**

- ① 学校行事、学校運営に関する事項
- ② 学びのエリアの連携に関する事項
- ③ 建設に関する事項

**3 組織**

検討会は、次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）会長
- (2) 志村小学校及び志村第四中学校の通学区域内の地域関係者
- (3) 志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
- (4) 志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
- (5) 志村小学校及び志村第四中学校の学校長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 近隣の学校に影響する内容を検討する場合は、当該学校の学校長及び P T A
- (8) 前各項に掲げる者のほか検討会が必要と認める者

#### 4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、検討会設置の日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、検討会の議決をもって決定する。
- (3) 委員の任期は選出団体に属する期間とするが、期間終了後も選出団体の同意により再任し、委員の任期を継続することが出来る。

#### 5 会長・副会長

- (1) 検討会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により選出する。
- (3) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (4) 検討会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故あるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がいない場合は、互選により職務代理者を選出する。

#### 6 会議

- (1) 検討会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取り扱う。
- (3) 検討会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- (4) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- (5) 会議は公開する。ただし、検討会が決定したときは、非公開とすることができる。

#### 7 作業部会

- (1) 「2 検討会の役割」のうち検討項目について集中的かつ円滑に検討するため、検討会の下に検討会で審議するための案作成を担う作業部会を設置する。
- (2) 作業部会で検討する項目及び作業部会の構成は別表第1から第3のとおりとする。ただし、検討会の決定により追加・変更することができる。
- (3) 検討会の委員は、代理の者を作業部会の出席者とすることが出来る。
- (4) 作業部会において近隣の学校長及びPTAの意見を聞く必要があると認める場合は、検討会より委員の推薦及び作業部会の出席を依頼する。
- (5) 作業部会の検討は非公開とするが、案作成の検討の経過と結果を検討会に報告する。
- (6) 作業部会の幹事は、板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課長とし、作業部会の招集や進行を行う。

#### 8 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則を準用する。

## 9 その他

- (1) 検討会の事務局は、教育委員会事務局各課とする。なお、検討会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課において処理する。
- (2) 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(別表第1)

通学区域・通学路作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

(別表第2)

学校名・校歌・校章作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

(別表第3)

P T A組織作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

○東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号

**改正**

平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号

平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

**第 1 条** 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

一部改正〔平成 10 年教委規則 2 号〕

**第 2 条** 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることがある。

**第 3 条** 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器の類を携帯した者

(2) 酩酊した者

(3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号〕

**第 4 条** 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。

**第 5 条** 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

(1) 傘、杖（教育長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。

(2) 飲食又は喫煙してはならない。

(3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。

(4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。

(5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし教育長の許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号・27 年 2 号〕

**第 6 条** 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

**第 7 条** 教育長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

**付 則**

この規則は、公布の日からこれを施行する。

**付 則**（平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は、なおその効力を有する。

## 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会の運営について（案）

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会（以下、検討会）と、その下に設置する作業部会の運営については以下の通り。

### 1 検討会

#### （1）開催予定

検討項目及び調整項目の検討の必要に応じて開催するが、少なくとも2か月に1回を目安に検討の進捗状況の把握のため開催する。

#### （2）会場

志村小学校、志村第四中学校、または近隣集会施設を原則とする。

#### （3）開催日時

事務局が候補日時を設定し、原則として出席予定人数が最も多い日時とする。

#### （4）検討会の公開等

① 検討会の開催予定は、区ホームページ及び板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課公式ツイッターにも掲載する。

② 傍聴人については、住所・氏名を所定の用紙に記入し、指示された席につくこととする。会長が認めた場合、傍聴者は検討会資料を閲覧することができる。ただし、持ち帰ることはできない。

③ 事務局が議事録（要旨）を作成する。内容は開催日時、場所、出席委員、協議の要旨、その他とする。委員の発言を記す場合には発言者の氏名は表記しない。

④ 保護者、学校・地域関係者へ進捗状況を周知するため、事務局が各回の協議内容をまとめた文書を作成し、ホームページで公開する。なお、志村小学校・志村第四中学校保護者及び必要な関係先へは配付し、志村小学校・志村第四中学校の通学区域にかかる町会へは回覧板で周知を行う。

⑤ 教育委員会事務局に寄せられた意見や要望については、検討会の中で報告する。

### 2 作業部会

#### （1）開催予定

検討項目について機動的に検討するため、作業部会ごとに開催予定を設定する。

#### （2）会場

志村小学校、志村第四中学校に拘わらず、各作業部会の構成員の集まりやすい場所を会議場所として設定する。



(3) 開催日時

事務局が候補日時を設定し、各選出団体から少なくとも1名以上出席が可能で、原則として出席予定人数が最も多い日時とする。

(4) 作業部会の公開等

作業部会の検討は非公開で行うが、案作成の検討経過と結果を、検討会に報告する。

# 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 組織図

### 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会

**●構成（委員数 23 名程度）**

	選出元	人数
検討会会長	教育委員会事務局次長	1 名
協議会会長	井上会長（下記と併任可）	1 名
地域関係者	町会・自治会、青少年健全育成地区委員等	
	● 志村小関係者（志村小通学区域にかかる町会から 1 名ずつ）	4 名
	● 志村四中関係者（志村四中通学区域にかかる支部から 1 名ずつ）	3 名
P T A	志村小、志村四中	各 3 名
学校関係者	志村小 C S 委員、志村四中 C S 委員	各 3 名
学校長	志村小、志村四中	各 1 名

**●役割**

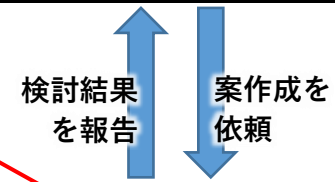
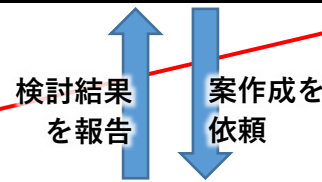
(1) 検討項目

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ 跡地活用に関する意見
- ⑤ P T A 組織に関する事項
- ⑥ 学校の伝統や歴史の保存に関する事項

(2) 調整項目

- ① 学校行事、学校運営に関する事項
- ② 学びのエリアの連携に関する事項
- ③ 建設に関する事項

※上記以外に、検討会の決定により検討及び調整項目に事項を追加することが出来る。



#### 通学区域・通学路 作業部会

**●構成（委員数 5 名程度）**

構成	人数
P T A（志村小・志村四中）	各 1～2 名
学校関係者（志村小・志村四中）	各 1～2 名
学校長（志村小・志村四中）	各 1 名

#### 学校名・校歌・校章 作業部会

**●構成（委員数 5 名程度）**

構成	人数
P T A（志村小・志村四中）	各 1～2 名
学校関係者（志村小・志村四中）	各 1～2 名
学校長（志村小・志村四中）	各 1 名

#### P T A 組織 作業部会

**●構成（委員数 6 名程度）**

構成	人数
P T A（志村小・志村四中）	各 3 名
学校関係者（志村小・志村四中）	各 1～2 名
学校長（志村小・志村四中）	各 1 名

※ P T A 及び学校関係者については、検討会の委員を増員した場合は、作業部会の委員も増員することが出来る。

板橋区教育委員会 御中

### 魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書

本協議会は、当初、魅力ある学校づくり協議会（志村小）として令和元年11月18日に発足し、志村小学校の施設整備手法と児童の教育環境の充実に関する事項等を協議してきました。

魅力ある学校づくり協議会（志村小）では、板橋区の中でも最も歴史のある学校の一つとして志村小学校を現在の場所で改築することができないか検討を重ねてきました。

しかし、現在の志村小学校の敷地は、多くを擁壁に囲われていて特に南側の高い擁壁については、早急な安全対策の必要性はないものの関係法令の基準に不適合であること、敷地と接する道路の幅員が狭いなどの課題のほかに、日影規制や仮設校舎を設置しながらの工事は動線が児童の登下校の動線と重複し、安全性が心配されるなどの敷地特性の課題も多くあり、施設更新の難易度が非常に高く工事期間が6年程度に及ぶなど、工事の長期化が懸念されることが分かりました。

そのような中でも、工事期間を短縮することは出来ないか、他の場所に仮設校舎を設置し改築することができないか検討してきましたが、単独で改築を行う際には様々な課題があり、工事手法の検討だけでは限界があることから、学びのエリアでの小中一貫教育推進の視点を協議会としても取り入れ検討を重ねてきた結果、令和2年3月12日の第4回協議会において、志村第四中学校との小中一貫型の学校整備という方向性で課題を整理しながら協議を進めていくことになりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出により、5月に予定していた志村第四中学校関係者を協議会委員に迎えた協議会の開催が、7月にずれ込むなど影響もありましたが、令和2年7月3日には魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が改めて発足し、通算で5回目となる協議会を開催しました。

第5回協議会で協議を振り返って認識を共有しつつ、令和2年7月27日には小中一貫型の学校整備の先行事例として杉並区立高円寺学園を視察するなど、協議会全体で現状と方向性に対する理解を深めながら、本協議会としての意見集約に向けて協議を重ねてまいりました。

令和2年度で116周年を迎える歴史ある志村小学校が、現在の場所とは違う場所に移転することや、親しまれてきた志村第四中学校の特徴的な校舎が建て替わることにより寂しさを覚える方々は少なくありません。しかし、志村小学校の工事長期化による児童への影響や、志村第四中学校も築後45年が経過し、今後10年程度で改築を検討する時期を迎えるため、古くなった校舎を新しくしたいなど、子どもたちのことを考え協議を重ねた結果、本協議会として以下の方向性をまとめました。

本協議会は、教育委員会へ、これまでの両校に対する保護者や地域の方々の支援や愛着などの思いを十分に斟酌し、子どもたちの教育環境を整えていくことを第一に考えていくことを要望し、意見書を提出します。

令和2年11月16日

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）

## 1 志村小学校と志村第四中学校の施設整備についての方向性

### (1) 志村小学校の整備手法

志村小学校と志村第四中学校とを小中一貫型の学校として整備する。

### (2) 小中一貫型の学校の開始時期

令和9年4月1日

### (3) 場所

板橋区志村3-15-1 現志村第四中学校

### (4) 改築までの大まかな流れ

- ① 志村第四中学校の校庭に仮設校舎を設置
- ② 志村第四中学校は仮設校舎へ移動
- ③ 志村第四中学校の現校舎を解体
- ④ 志村小学校・志村第四中学校はともに新校舎完成まで現在の校地内で運営
- ⑤ 新校舎完成後、施設一体型小中一貫型の学校として新校舎へ移転

### (5) 整備に向けて検討が必要な事項

『志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会（以下「検討会」と言う）』を設置し、具体的に検討する。

## 2 学校整備等において配慮すべき事項

### (1) 通学区域・通学路に関すること

通学区域変更の有無も含め十分に検討し、通学区域を変更する際には、通学距離や安全な通学路およびスクールゾーンの設定などについて配慮すること。

### (2) 学校名に関すること

志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。

### (3) 校歌・校章に関すること

- 志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。
- 新しく作成する場合は、学びのエリアの子どもたちを育てていくという想いを反映すること。

#### (4) 跡地活用に関すること

児童・生徒、地域のための活用や安心安全のための防災機能の強化、地域の活性化に資するよう配慮すること。

#### (5) 小中一貫型の学校となることで配慮してほしいこと

- 学びのエリアの他の小学校とも小中学校間および小学校間の連携を深め、安心して学校生活を送れるよう配慮すること。
- 1年生から9年生までの差に十分配慮するとともに、いじめに対する対応についても検討すること。
- 特別支援学級の設置および施設整備について十分配慮すること。
- 小中学生の施設利用の重複による不具合が生じないように配慮すること。

#### (6) 教育的効果を高める整備・現代的な課題に対応する整備を行うこと

- ICTを活用した学習や外国語などを効果的に学べる施設整備について検討すること。
- 一定基準面積の校庭確保に配慮すること。
- 感染症流行やデジタル技術の進化などによる社会環境の変容に伴う根本的な価値観の変化や課題に対応できる施設整備について検討すること。
- 職員室など教職員の働く環境についても十分配慮すること。

#### (7) 児童・生徒及び保護者への配慮に関すること

- 新しい環境へ変わる児童・生徒はもちろん保護者についても心のケアや対応に配慮すること。
- 丁寧な説明会の開催など、情報共有や意見交換の場を設定し、不安要素への対応を行うこと。
- 工事期間中はもちろん開校後も児童・生徒の安心安全に十分配慮すること。

#### (8) 学校の伝統や歴史の保存に関すること

記念コーナーやモニュメントの設置、記念誌の作成など、伝統や歴史の保存に配慮すること。

#### (9) 設計・工事等に関すること

- 工事期間中の安全面について十分確保すること。
- 新校舎建築中の志村第四中学校の学習環境、校庭確保などについて、配慮検討すること。

#### (10) その他

- それぞれ立場の違いを超えて、お互いを尊重し、子どもたちのために検討していくこと。
- 教育委員会事務局は、一つひとつの意見や課題に対して、しっかりと回答し責任を持って対応していくこと。

### 3 今後の検討会での協議について

- 上記「2 学校整備等において配慮すべき事項」およびそれに関連する事項などについて、具体的に検討すること。
- 検討にあたっては、協議会において出された意見に十分配慮し、スケジュールや内容について丁寧に説明しながら進めていくこと。
- 検討会での新たな意見についても柔軟に対応し、必要に応じて作業部会などを設置して、教職員や関係者とともに検討すること。
- 学びのエリアの教育内容や先進自治体の小中一貫型学校などについて、学ぶ機会を設定し検討を進めること。
- 施設設備の充実はもちろん教育理念や教育活動の充実についても検討すること。

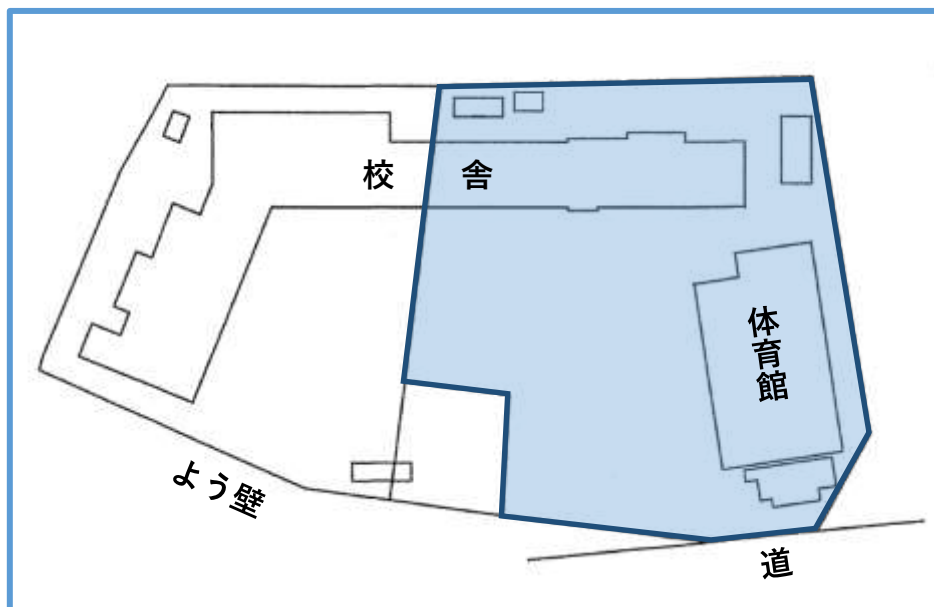
志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会の検討スケジュール

年度	月	想定スケジュール	検討会	作業部会
令和2	1			
	2		2/4:検討会	
	3			
令和3	4	基本構想・基本計画	下旬:検討会	
	5			作業部会
	6		下旬:検討会	
	7			作業部会
	8		上旬:検討会	
	9			作業部会
	10		上旬:検討会	
	11			作業部会
	12		中旬:検討会	
	1			作業部会
	2		上旬:検討会	
	3			作業部会
令和4	4	基本設計	下旬:検討会	
	5			作業部会
	6		下旬:検討会	
	7			作業部会
	8		上旬:検討会	
	9			作業部会
	10		上旬:検討会	
	11			作業部会
	12		中旬:検討会	
	1			作業部会
	2		上旬:検討会	
	3			作業部会
令和5	4	実施設計	下旬:検討会	
	5			作業部会
	6		下旬:検討会	
	7			作業部会
	8		上旬:検討会	
	9			作業部会
	10		上旬:検討会	
	11			
	12		中旬:検討会	
	1			
	2		上旬:検討会	
	3			
令和6 ～ 令和8		工事	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">                     検討会の設置期間は、令和6年3月31日までとするが、検討項目や調整項目の処理状況に基づき、検討会の議決により期間を短縮・延長する                 </div>	

※検討会は、2カ月に1回を目安に開催し、作業部会は検討会との開催月をできる限りずらして開催する。

## 志村小学校移転後の現校地跡利用に関する報告事項

### 1 現志村小学校の敷地の権利関係



表示	所有	面積（平地部分）
	地権者	4,212.69 m <sup>2</sup>
網掛け無し	板橋区	3,136.63 m <sup>2</sup>

### 2 今後の借地の取扱い

志村小学校用地の使用目的として借りている 4,212.69 m<sup>2</sup>の土地については、令和 2 年 12 月にいただいた地権者からの返還要望を受けて、区として借地返還について地権者との調整を開始する。

なお、志村小学校が現志村第四中学校の校地に建設する施設一体型の小中一貫型の学校へ移転するまでは、現状のとおり借り続ける。

借地返還の時期等については、新校舎での運営を開始した後、現志村小学校校舎内の物品等の整理を行い、移転後翌年度内に原状回復のための既存校舎の解体を行ったうえで、返還することを想定している。